

植物調査梗概

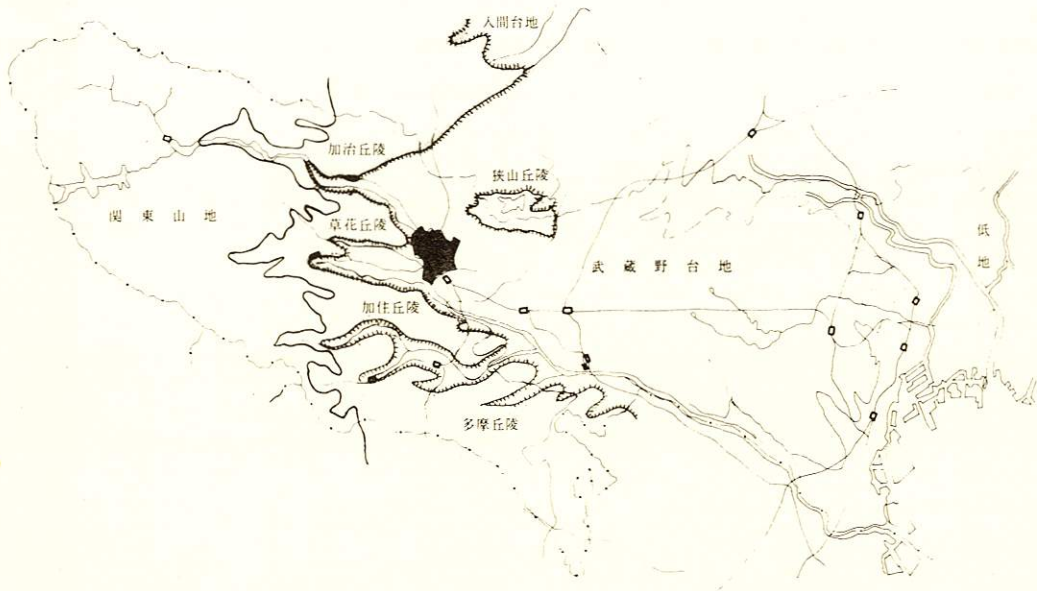
I 福生市の位置づけ

福生市の地勢

東京都の西部は、一般に三多摩と呼びならわされてきた地域である。福生市は、西多摩郡、南多摩郡、北多摩郡の三郡のうちの一つ西多摩郡の地区内にある。現在では、その地区内で市制を敷いた地域も多くなり、福生市もまたその一つである。便宜的に言えば、福生市は西多摩の門口にあたるところに位置するということができる。

西多摩郡は、関東山地の末端に位し、いわゆる奥多摩山塊を抱え、それを中心とした地域である。福生市は、その東端に位し、関東山地の末端に位して、いくつかの丘陵に囲まれている。北は加治丘陵、西は多摩川を隔てて草花丘陵、そして南には加住丘陵があり、この三方を囲む丘陵は、新第三紀末および第四紀洪積世の地層から成っている。一方、東側は広くひらけ武蔵野台地となり、関東平野へと連なる。いわゆる武蔵野台地の西端に位する面積約10 Km²の小都市が福生市である。

第1図 福生市の地勢上の位置



地形と植物帯

福生市のもつ地形上の特徴は、段丘に象徴され、その段丘は市内に生育する植物の実態量以上に「みどりの豊かさ」を感じさせてくれる。このような段丘中心の植物帯の形成状況は、「みどり」に対する欠乏感を弱め、それほど切実感を生んでいない。この「見かけの豊かさ」を支えている段丘帯は福生市に野生する植物の生育地として、中核的な存在となっている。

その一つは、立川段丘の西端部に属し、市の東部を拝島駅附近から加美平団地東側に向かって走る段丘、二つには多摩川沿いを昭島境から奥多摩街道に沿って北進し、更に上水沿いに清岩院橋を経て羽村境に達する段丘である。この二つは、樹林を形成する地帯として「かけがえのない場」を提供している。この段丘によって、市全体が階段状の形で西斜面となり、段丘と段丘との間に市街区が形成され、発展をしてきた。こうした状態の下に位置している段丘は、市街化の進展に伴って、生態的に植生基盤が脆弱化し、樹木の生育地としての安定性に欠けてくる。この点が一つの問題である。

段丘と植生環境

南北に走る段丘帯は、住居地の増加によって、東西からの圧迫をうける。これによって、「みどりの帯」は次第に「みどりの線」へと転化する。更に、東西に向かって走る道路網の拡充、段丘崖上からの生活廃棄物の増加などによって、一連の植物帯は所々で断たれて不連続状態になる。このようにして、面から発した植物の分布は、帯から線へ、線から点へと移行していく。現に、極所的には点としての形態をとった樹林の部分が見受けられている。

この状況は、植物の生態的な適応性から見て、段丘植物の死命を制しかねない。一般に、植物の生活集団は、その生活域の小規模化や、その分断によって生活力を弱め、加速度的に生態的活力を失ない、樹林の復元力に依拠できなくなる。これが、市の「みどり」を支えている段丘のかかえている今日の状況である。段丘帯植物の「みどり」は、感覚的にはその豊かさを主張するが、その一方で、生態的基盤の脆弱性を内包していることを確かな眼でみつめてゆくことが大切である。

Ⅱ 調査計画

調査年次計画

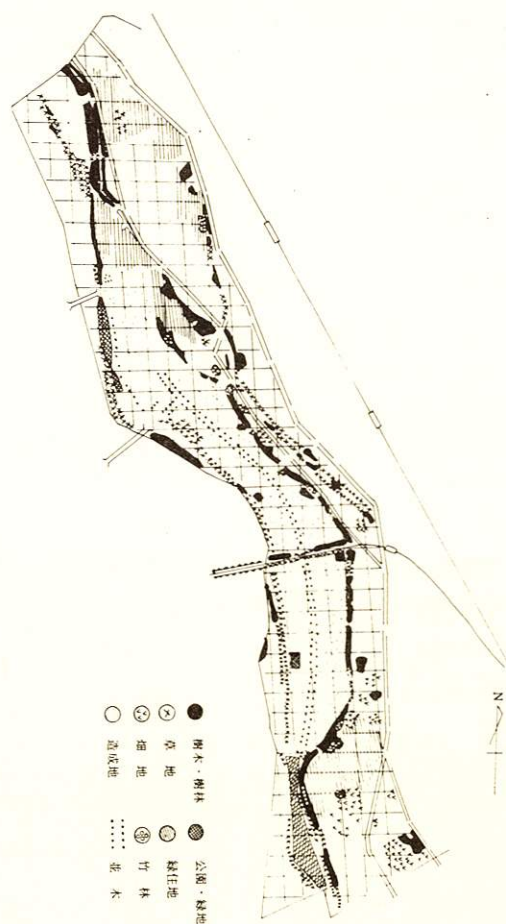
この植物調査は、三年を目途に達成するように計画立案された。年次計画は、初年度、次年度が木本類を対象とした調査、三年度が草本類を対象とした調査と決められた。初年度と二年度の木本類の調査では、野生する木本類と公共の植栽樹について悉皆調査を行うことにした。主として、樹木、竹類の種類、現存量、生育、植栽の分布などについて、その実状を明らかにし、市内の現存植物の実態を把握することにつとめた。三年次の草本調査は、主として現存種を明らかにすることに重点を置いて調査を進める予定である。

この報告は、年次計画で市内を二区分したうちの一つ、初年度分の調査報告である。ここでいう「多摩川沿域」とは、市の西部に当る地域を指している。具体的には、第2図を参照されたい。多摩工業高校一内出交差点一福生橋一市役所一警察署の諸点を結ぶ道路を境とした多摩川寄りの地域がそれに該当する。

多摩川沿域

この地域の一般的な「みどりの分布」状態は、第2図でもわかるように比較的豊かである。これをやや詳しく瞭めると、段丘を主体として三つの「みどり」の流れに気づく。その一つは上水の兩岸に沿って生育する植物によってつくられた流れ、二つには段丘崖に生育する樹木を中心にしてつくられた流れ、更にもう一つは多摩川の岸に沿ってつくられた流れである。しかし、もっと詳しく観察すれば、この三つの流れは昭島方向から羽村方向に進むにつれて合体し、最後には一つの流れになっている。この三つ流れの変化とその位置

第2図 多摩川沿域調査地概念図(みどり分布)



関係から、三者を明確に区分けできる地点とできない地点とがある。このことは、そこに生育する植物相のちがいであってもあらわれている。従って、調査の際の地区の区分けもまたこれに即した形をとった。

調査区の区分設定

調査区の設定にあたっては、多摩川沿域の植物の流れに合致するよう、次の区分とした。

- i. 上水岸、段丘、多摩川岸の合一部（羽村境から宮本橋間）……………A地区
 - ii. 上水岸、段丘の合一部（宮本橋から熊野橋間）……………B地区
 - iii. 上水岸（熊野橋から福生橋間）……………C地区
 - iv. 段丘崖（熊野橋から熊川団地下間）……………D地区
 - v. 多摩川岸（宮本橋以南）……………E地区
- また、これらの植物帯の流れとは別に、樹木類の生育する地区については、
- vi. 多摩工業高校際の平地林……………H地区
 - vii. 真福寺周辺の林地……………S地区
 - viii. 五日市線路線の斜面……………G地区
- として区分した。

一方、植栽樹については、植栽されている場所に応じて、社寺、学校、緑地公園・遊園地関係の三区分とし、細区分に際して公共施設は固有名を挙げ、社寺についてはA、B……………の記号を用いて個々の社寺をあらわすことにした。